

平成23年5月
京都市上下水道局総務部用度課

工事請負契約約款第7条第1項に基づく通知について

平成23年6月1日以降に契約を締結する工事については、上下水道局工事請負契約約款第7条第1項に基づき、下記のとおり「下請負契約等の通知書・変更通知書」を工事担当課に提出してください。

記

- 1 平成23年6月1日以降に契約を締結する工事については、別添の「下請負契約等の通知書・変更通知書」（以下「下請負通知書」といいます。）を工事担当課に提出してください。下請負をしない場合も裏面にその理由を記載したうえで提出してください。
- 2 記載する下請負人は1次下請負だけでなく、2次下請負以下すべての下請負人とします。
- 3 市外業者（主たる事務所の所在地が市外の業者）を下請負人に選定した場合は、下請負通知書の提出とともに、別添の「市外業者選定理由書」の提出（任意）をお願いします。
- 4 提出部数は、下請負通知書は2部、市外業者選定理由書は1部とします。
- 5 変更の場合の記載に当たっては、下請負契約が終了した下請負人についても削除しないで、前回提出した下請負通知書の記載に新たに下請負契約を締結した下請負人を追加して記載するようにしてください（最後に提出された下請通知書にはその工事に従事した下請業者がすべて記載されることになります。）。